

議会議案第2号

宇治市子どもの医療費支給に関する条例を制定するについて

地方自治法第112条及び宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日提出

提出者 宇治市議会議員 坂本優子

同 大河直幸

同 徳永未来

宇治市議会議長 堀明人様

宇治市条例第 号

宇治市子どもの医療費支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における健やかに子どもを生き育てる環境づくりの一環として、子どもに対する医療費の支給事業を実施し、もって子どもの健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 宇治市内に住所を有し、出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- (4) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局をいう。

(対象者)

第3条 この条例の規定により、医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、保護者であつて、その子どもが国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は医療保険各法による被扶養者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯に属する場合

(2) 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和56年宇治市告示第40号）第7条第1項の規定により同項に規定する福祉医療費に係る受給者証を交付されている一人親家庭児又は重度心身障害者である場合（規則で定める場合を除く。）

（支給額）

第4条 医療費の支給額は、子どもが医療に関する給付を受けた場合において対象者が保険医療機関等に支払うべき額から保険医療機関等ごとに1月につき200円（以下「一部負担金」という。）を控除した額とする。ただし、付加給付その他医療に関する法令等の規定による給付により対象者の負担が軽減されるときは、一部負担金及び当該軽減される額を控除した額とする。

（支給対象期間）

第5条 医療費の支給対象期間は、別表に定める始期から終期までの間とする。

（申請）

第6条 医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（受給者証の交付等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査及び審査を行い、対象者であると認定した者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受ける権利を証する受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた対象者は、その子どもがこの条例に規定する医療費の支給を受けるための資格を満たさなくなつたときは、速やかに当該受給者証を返還しなければならない。

（受給者証の提示）

第8条 対象者は、この条例による医療費の支給を受けようとするときは、医療に関する給付を受ける保険医療機関等に、被保険者

証等と併せて受給者証を提示しなければならない。

(医療費の支給等)

第9条 医療費の支給は、市長が対象者に代わり第4条に規定する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、子どもが医療に関する給付を受けた場合において対象者が保険医療機関等に支払うべき額を保険医療機関等に支払ったときは、医療費を直接対象者に支給することができる。

2 対象者は、前項ただし書の規定により医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(第三者行為の届出)

第10条 対象者は、子どもの受ける医療に関する給付に係る疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものであるときはその旨を、当該疾病又は負傷に対して損害賠償を受けたときはその金額等を、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、対象者が子どもの受ける医療に関する給付に係る疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、この条例の規定により支給すべき医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第12条 偽りその他不正の手段によつて医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更の届出)

第14条 対象者は、第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出がないときは、職権により調査し、認定の取消しその他必要な措置をとることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 支給対象期間の始期は、次の各号のいずれかに該当する日とする。

(1) 子どもの出生の日

(2) 子どもが他の市町村から宇治市の区域内に転入してきた場合は、当該住所を有することとなった日

(3) 子どもが国民健康保険法による被保険者又は医療保険各法による被扶養者の資格を取得した場合は、資格を取得した日

2 支給対象期間の終期は、次の各号のいずれかに該当する日とする。

(1) 子どもが満18歳に達する日以後の最初の3月31日

(2) 子どもが宇治市の区域内から他の市町村へ転出した場合は、当該住所を有しなくなつた日。ただし、宇治市の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有することとなつた場合は、当該住所を有しなくなつた日の前日

(3) 子どもが死亡した場合は、死亡した日

(4) 子どもが国民健康保険法による被保険者又は医療保険各法による被扶養者の資格を喪失した場合は、資格を喪失した日の前日

(提案理由)

子育て支援医療費支給事業を拡充するために、提案するものであります。